



島根県報

平成30年1月9日（火）

第2,969号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数の一部改正

2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第1号

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（平成23年島根県選挙管理委員会告示第67号）の一部を次のように改正する。

平成30年1月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

表中の「株式会社山陰放送」を「山陰中央テレビジョン放送株式会社」に改める。